

平成30年2月7日
第5回国分寺市障害者施策推進協議会
資料6



答申第1号

平成29年11月21日

国分寺市長 井澤邦夫様

国分寺市障害者施策推進協議会

会長 大塚 晃

答申書

平成29年4月24日付質問第2号により質問のありました「国分寺市障害者計画及び障害福祉計画の進行管理、評価等に関すること」について、次のとおり答申する。

記

1 はじめに

障害者をとりまく現状は、平成 28 年 4 月 1 日に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）により、市においても合理的配慮の提供に係る取組も始まっており、今後もその取組の推進や障害の理解のさらなる促進が求められている。

また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の施行後 3 年を目途としての見直しや児童福祉法の改正が行われ、自ら地域生活を営むための支援の充実や、ライフステージに応じた切れ目のない支援、多様化する個々のニーズへ対応するきめ細やかな支援の充実が求められている。

このような背景を踏まえて、障害者施策の計画的な推進とともに次期の計画策定を見据えた取組が期待される。

2 進行管理及び全体評価について

本協議会は、平成 29 年 4 月 24 日付諮問第 2 号「国分寺市障害者計画及び障害福祉計画の進行管理、評価等に関すること」を受け、障害者計画に基づく具体的な取組を示した障害者計画実施計画（計画期間：平成 27 年度～平成 29 年度。以下「実施計画」という。）に定められた事業及び障害福祉計画に定められたサービス等に係る平成 28 年度実績について確認した。

実施計画の実績については、目標値と実績値の比較においては、おおむね「目

標どおり進行している」と評価できるものである。ただし、一部の「やや取組が遅れている」事業を始めとして、現計画の最終年度である平成29年度の目標達成へ向け、引き続き取り組まれたい。

3 障害者計画実施計画重点事業別実績評価について

本節では、進行管理及び全体評価の結果を踏まえながら、各論として実施計画の重点事業の実績について評価を行う。実施計画に定める事業を推進するに当たっての参考とされたい。

(1) 「重点事業1：障害に対する理解や配慮の促進」

■ 障害者差別解消法の施行により、障害に対する配慮の具体的な取組がはじまり、障害福祉ガイドブックや声の広報事業など情報提供の充実が図られている。障害を理由とする差別の解消や、障害理解の促進に向け、各事業のさらなる取組に努められたい。

(2) 「重点事業2：相談支援体制の充実」

■ 個々の状況に応じた切れ目のない相談支援の提供が求められており、多様なニーズに対応するために横断的な連携体制が今後一層必要となってくる。相談支援体制の充実については、障害者地域自立支援協議会を中心として障害者支援の推進を図るほか、今後は他分野との連携の推進にも努められたい。

(3) 「重点事業3：ライフステージを通じた支援の仕組みづくり」

■ 年齢や障害の状況により、ライフステージの変化にあわせて必要な支援が

受けられるように、情報伝達を含め支援内容をつなぐ仕組みや連携体制の構築に努められたい。

(4) 「重点事業4：障害児発達支援に向けた取組の充実」

- 健康診査等による障害の早期発見から、適切な支援、必要な療育へとスムーズにつなげることが大切になることから、家族単位での支援の体制強化に努められたい。

(5) 「重点事業5：障害のある人の就労の場の拡大に向けた取組の推進」

- 障害のある人が安心して働くことができるよう、地域の就労支援機関等が連携を図り、障害の特性に応じたきめ細やかな就職支援及び職場定着支援に努められたい。また、工賃向上に向けた取組などを通じて、引き続き福祉的就労の充実を図られたい。

(6) 「重点事業6：保健・医療・福祉の連携の推進」

- 障害の重度化・高齢化や医療的ケアの必要性に対応し、個々のニーズに応じた支援を提供するためには、相談支援を中心として保健・医療・福祉・教育の多分野、多職種の連携体制の構築に努められたい。

(7) 「重点事業7：サービス人材等の確保」

- 障害のある人が地域で安心した生活を送るうえで、質の高いサービスを提供できる専門的な人材の確保が課題となっている。障害者地域自立支援協議会相談支援部会を活用した相談支援の質の向上の取組をはじめとして、サービスの質の向上や人材の確保に向けた取組について検討されたい。

4 障害福祉計画成果目標別実績評価について

本節では、障害福祉計画の実績について評価を行う。障害福祉計画に定める成果目標の達成に向け、事業の推進に当たっての参考とされたい。

(1) 成果目標①「施設入所者の地域生活への移行」

施設入所者の地域生活への移行を進めるため、入所者の実態を詳細に把握し、本人の意向を確認しながら取り組む必要がある。また、地域での生活の拠点となるグループホーム等のサービス提供基盤の計画的な整備に努められたい。

(2) 成果目標②「障害のある人の地域生活の支援」

地域生活支援拠点の整備に当たっては、緊急時の対応等障害のある人が安心して地域で生活できるよう、障害者地域自立支援協議会等を活用しながら、地域の実態に応じた検討を進められたい。

(3) 成果目標③「福祉施設から一般就労への移行」

障害者の多様な障害特性やニーズに対応するため、各機関の強みを活かした効果的な役割分担による連携や地域の就労支援のネットワークづくりが求められている。障害者地域自立支援協議会の就労支援部会等を活用し、雇用、福祉、医療、教育等の関係機関の連携を強化し、地域の就労支援ネットワークの構築を推進されたい。また、企業等への障害者雇用の普及啓発を行うとともに、障害者雇用に取り組もうとする職場の新規開拓に努められたい。

5 今後に向けて

以上が、実施計画及び障害福祉計画の平成 28 年度実績に対する本協議会の評価であるが、答申の結語として次の 2 点を付言する。

(1) 次期実施計画及び障害福祉計画の策定に当たっては、平成 28 年度答申と同様、本答申を踏まえ、アンケート調査等により把握されたニーズが、見込み量の算定等に適切に反映されるよう努められたい。

(2) 計画の推進に当たっては、障害者地域自立支援協議会の活用により、共有された地域の課題について、関係機関との連携を図りながら、課題の解決に向け取り組まれたい。

以 上